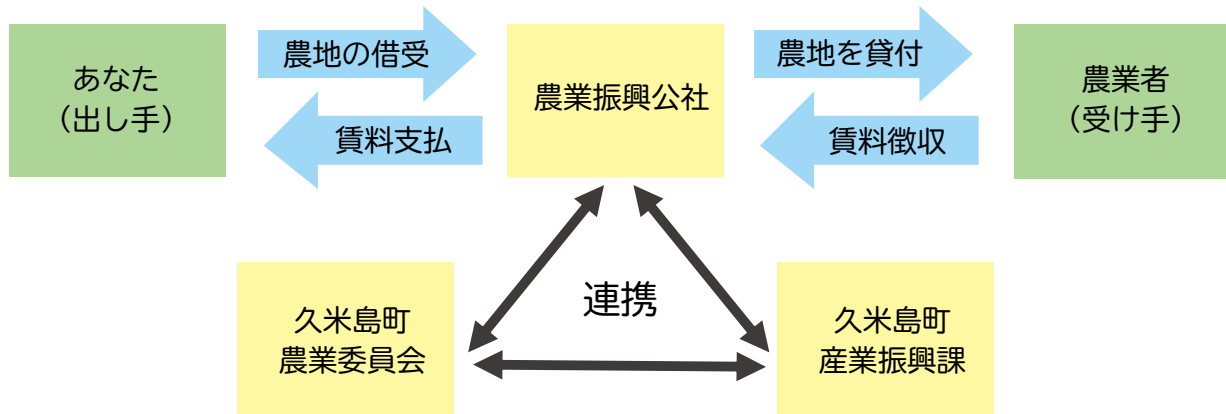


農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業とは



農業振興公社があなたの農地を借受、地域の農業者への貸付を行う事業となります。

メリット

- 賃料の徴収・支払いは、農業振興公社が責任を持って行います。
- 農地借入れ契約期間の満了時には、農地所有者に確実に返還されます。
- 借り入れた農地は、受け手が途中で解約した場合、借り手がみつかるまでは最長で原則一年間管理し、その間の出し手への賃料は公社が支払います。
- 契約書等の作成は、公社・市町村で行います。作成後内容の確認を行ってもらい契約、借受となります。(相続未登記の場合は、代表相続人選任同意書作成にご協力いただく場合があります。)

その他

- 農地を借り受ける期間については、原則として10年以上となります。ただし、特別な理由がある場合に関しては、協議の上短い期間の設定を行うこともあります。

※その他ご不明点御座いましたら、当課担当までお気軽にお問い合わせください。



「久米島農業未来会議」<地域計画>

目的

農家の皆さん、農地所有者の皆さんが大切に守ってきた農業・農地を今後も維持、発展させなければなりません。

耕作放棄地の拡大や担い手不足など多くの課題がある中、今から準備する必要があります。

久米島のこれからの農業について、「地域計画」という農業計画を作成します。その農業計画に必要な会議として、「久米島農業未来会議」を開催します。



主な内容

- 将来の農業・農地を守り、さらに発展させる。
- 将来の農業者に確実に農地を引き継ぐ。
- 限りある資源を最大限活用する。
- 農地を適正に管理する。

地区

6地区 (小学校区を想定しています。)



期日・会場

現在、調整中 ※決まり次第、町公式LINE、FM久米島などにてご案内します。

その他

現在、農地所有者の皆様アンケート調査を実施しています。

ご協力よろしくお願ひします。※回答の際は直接提出か返信用封筒をご活用ください。

将来の農業アンケート調査



お問い合わせ 久米島町産業振興課 農政・水産班 (地域計画担当) TEL:098-985-7134